

江田島市訪問型独自サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	1,176	1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度） ※1月の中で全部で5回から8回まで	272	
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） ※1月の中で全部で9回から12回まで	287	
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費（独自） （短時間）	事業対象者・要支援1・要支援2（20分未満） ※1月につき22回まで	167	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所 加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000	
A 2	6281	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000		